平成２４年（フ）第１７０９号
大阪市東住吉区今林２丁目３番２号
債務者　喫茶うろここと　松本　憲治
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉りつ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１２６号
仙台市太白区金剛沢１丁目７番10号　メゾンドビュー202、前住所大阪市城東区成育２丁目13番11号
債務者　清原　道也
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保貴彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９２号
大阪市淀川区三津屋中３丁目９番41号
債務者　丸宮熔接工業所こと　宮城　秀明
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雑賀　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１４号
大阪市住之江区粉浜西１丁目10番３―903号
債務者　副　　一正
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　泰子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２３４号
大阪府豊中市寺内２丁目13番５―601号、前住所大阪府吹田市広芝町９番４―1004号
債務者　大森　保之
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下谷　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８０７号
福岡市南区柳河内１丁目７番26号、前住所福岡市南区大楠１丁目32番20―505号
債務者　大隈　幹夫
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑野　貴充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７０号
福岡市南区西長住２丁目29番28―202号
債務者　西脇　仁美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　亮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒８番地３
債務者　高橋　　健
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０５号
福岡市博多区豊１丁目６番25―606号
債務者　岩永真一郎
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃原　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６６２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4209番地２
債務者　平井　征雄
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　匠吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４０号
北海道寿都郡黒松内町字黒松内59番地３
債務者　加藤　　実
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７３３号
名古屋市守山区小幡千代田４番７号　伸和交通寮309号
債務者　小原　和隆
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６号
群馬県館林市近藤町178番地の902　ハイツロワールＢ―103、前住所群馬県館林市緑町１丁目６番１号　グリーンハイツ―102
債務者　伊藤　沙織
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５０号
松江市東津田町538番地３
債務者　藤原　昭吾
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
松江市比津が丘４丁目１番２―804号
債務者　林哲こと　金　　斗漢
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
岩手県北上市相去町土井30番地21、前住所岩手県北上市相去町町浦15番地２
債務者　佐藤　郁夫
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３８号
岩手県北上市中野町２丁目24番27号　三協ハイツⅡ―205号
債務者　金本鉄也こと　金　　鉄也
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部